

盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）
等について

平成26年11月25日
保 健 福 祉 部

第1 盛岡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めようとするものである。

2 条例の内容

指定居宅介護支援事業者の要件並びに指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の基本方針、従業者の員数及び管理者に関する基準並びに利用料等の受領、運営規程の制定、記録等の整備その他運営に関する基準について定める。

3 施行期日

平成27年4月1日

第2 盛岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（案）

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めようとするものである。

2 条例の内容

指定介護予防支援事業者の要件並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の基本方針、従業者の員数及び管理者に関する基準、利用料等の受領、運営規程の制定、記録等の整備その他運営に関する基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定める。

3 施行期日

平成27年4月1日

第3 盛岡市地域包括支援センターの職員等に係る基準等を定める条例（案）

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法

律の施行に伴い、地域包括支援センターの職員等に係る基準を定めようとするものである。

2 条例の内容

地域包括支援センターの職員及びその員数に係る基準並びに地域包括支援センターの運営に係る基準を定める。

なお、独自基準として次に掲げる事項を定める。

- (1) 担当する区域の第1号被保険者の数がおおむね 6,000人以上12,000人未満である地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数の基準

区域内の高齢者人口	配置数	配置すべき職種
6,000人以上 8,000人未満	4	保健師, 社会福祉士, 主任介護支援専門員
8,000人以上10,000人未満	5	
10,000人以上12,000人未満	6	

- (2) 平成29年3月31日までの間において前号の基準を満たさない地域包括支援センターについて、段階的に職員を加配することができる経過措置

3 施行期日

平成27年4月1日